

ボランティアセンターだより

夏のボランティア体験プログラム

参加しませんか

今年の夏も、別掲のとおり体験プログラムを用意しました。

まだ、ボランティアをやったことのない方、是非この機会に体験してみませんか。プログラムは次のとおりです。



(障害者リハビリ陶芸教室手伝い)

昨年の体験
ボランティアから

はじめてのボランティア

事業名 及び団体名	活動内容 [募集する年齢層]	活動先(会場)	活動期日・時間	募集人数	経費	備考 [持ち物、服装等]
特別養護老人ホーム 森林園	シーツ交換・散歩 (高校生以上)	〒355-0011 滑川町羽尾4738-2	7月～8月中の金 13:00～16:00	1日5名	なし	動きやすい服装 上履き
滑川珠美園	歩行訓練 入所者との交流 (中学生・高校生)	〒355-0011 滑川町羽尾4910-1	7月下旬8月下旬 9:00～12:00 13:00～16:00	1日5名	なし	上履き 動きやすい服装
保健センター	陶芸教室手伝い (高校生以上)	〒355-0011 滑川町羽尾4972-8	8月10日(月)	3名	なし	エプロン

募集

ガイドヘルパー

全盲の方の介助をやっていただくガイドヘルパーのボランティアを募集します。
このボランティアは全盲の方が子供さんの健診、学校行事、買物等に行く際に本人の希望によりお手伝いをお願いします。
現在、一人の方のお願いをしている状況で、利用者は増えているので、登録をいただき、ご協力をお願いします。
また、ボランティアを行う際は守秘義務を守り、本人から頼まれた事以外、プライバシーに関わる事は、あまり聞いたりしない事。ボランティアいただける方、よろしくお願ひします。

あなたにもできる

収集ボランティア

お手元にまだつかっていない年賀状や暑中見舞等の書きましが官製ハガキがありましてらご寄付下さい。
ひとりぐらし老人等にお出しするハガキに代えさせていただきます。
コミュニティセンター2階社協事務局内ボランティアセンターまでお願いいたします。前回も多数の方にご協力いただきありがとうございました。
また、使用済テレホンカードもありましたらご寄付下さい。
深谷にある盲人施設 ひとみ園に送らせていただきます。

社協会員募集にご協力 ありがとうございました。

社協会員の募集にあたりましては、福祉委員さんをはじめ、役員の方々のご協力と町民の皆様のご理解により多数のご加入をいただきありがとうございました。ご協力いただいた会費は主に次のような事業に使われます。又、法人特別会員の推進については、九月に実施させていただく予定です。
一般の方で、まだご加入いただけていない方も、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成9年度会員加入状況

大字名	会員数			金額 (千円)	大字名	会員数			金額 (千円)
	一般	賛助	特別			一般	賛助	特別	
下福田	204	14	1	251	水房	66	2	-	72
上福田	142	8	1	171	月輪・都	450	18	5	529
山田	176	9	-	203	六軒	277	9	1	309
土塩	89	7	1	115	羽一	391	13	2	440
和泉	142	3	4	171	羽二	206	10	-	236
中尾	81	4	1	98	羽三	50	10	-	80
伊古	104	6	2	132	合計	2,378	113	18	2,807
						法人特別会費		20口	200

地域ふれあい事業

社会福祉協議会では、地域における世代間の交流と地域福祉の増進を図っていただくため、地域ふれあい事業を推進しております。

これは、最近、希薄になりがちな地域の連帯感や相互扶助の精神を養っていただくため、各地域において実施していただく

ものです。今年も概ね夏休みを中心、福祉委員さんをはじめ各地区役員さんをお願いいたしますので、皆様の積極的な参加とご協力をよろしくお願いいたします。又、実施にあたり、社協会員割りで助成金を交付いたします。

1、疾病、障害等により介護を要する状態が六ヶ月以上継続している老人等を自宅に介護していること。
2、常時他の介護がなければ食事ができない。
3、常時おむつ又は携帯用便器を使用していること。
4、三ヶ月以上継続して入院し

介護者手当支給事業

会員の家庭で身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある老人及び障害者を介護している者に支給する事業です。

支給要件としては、

1、疾病、障害等により介護を要する状態が六ヶ月以上継続している老人等を自宅に介護していること。
2、常時他の介護がなければ食事ができない。
3、常時おむつ又は携帯用便器を使用していること。
4、三ヶ月以上継続して入院し

社協会員対象事業

低額舗装具補助事業

社会福祉協議会では、ねたきり老人及び重度心身障害者等介護する家庭において、公的制度対象外の介護用品器具を購入する場合、予算の範囲内で補助を行います。

◎対象となるものは

- 入浴用品(入浴台、浴槽ですり等)
- 床まわり用品(体位変換マット・床ずれ予防品等)

- トイレ用品(トイレ用手すりポータブルトイレ等)
 - 歩行補助用品(歩行器・杖等) いずれかを購入に当たり、購入価格二万円までのものに対し申請により半額補助いたします。購入に当たっては、ご家族の方が直接社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。
- 申請書は社会福祉協議会にあります。(印鑑と領収書が必要)
○補助金は銀行振込で行います。